

週休 2 日促進工事特記仕様書

項 目	特記事項
「週休 2 日促進工事」の実施について	<p>本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山県営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領」に基づき実施するものとする。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 週休 2 日促進工事における「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(5) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、降雨、降雪等による予定外の閉所についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に、週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、計画表を提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日促進工事である旨を工事看板・仮囲い等で現場に掲示するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、計画表に現場閉所（現場休息）の実績を記入し、毎月初めに監督員に提出しなければならない。</p> <p>3 設計変更</p> <p>(1) 監督職員は、受注者が作成する計画表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。</p> <p>(2) 4 週 8 休以上を前提に補正係数 1.05 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において現場閉所</p>

(現場休息)が4週8休未満であった場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

4 履行報告書

週休2日促進工事を実施して、週休2日を達成し、しゅん功検査に合格した受注者に対しては、週休2日工事履行証明書を発行する。

5 アンケート調査

受注者は、週休2日促進工事の実施について、発注者が依頼した場合にはアンケート調査に協力するものとする。

6 その他

「岡山県営繕工事における週休2日促進工事实施要領」及び計画表などの参考資料については、岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページを参照するものとする。